

世田谷区公示送達第 6 7 号

国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書を発付したが、別添調書記載の納付義務者は、住所、居所ともに不明のため送達できなかったため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条の規定に基づき公示する。

なお、過誤納金還付・充当通知書はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき納付義務者に交付する。

交 付 場 所 世田谷区保健福祉政策部保険料収納課

令和 8 年 8 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

還付充当通知書公示一覧

作成日 令和8年8月3日

No.	記号番号	氏名	賦課年	相当年	発付日
1	15-5119-03	前原 曜子	R8	R8	R8.7.13
2	15-5119-03	前原 曜子	R8	R8	R8.7.13
3	90-9024-01	K I M Y O U N G I L	R7	R7	R8.7.13
4	93-7942-01	久保 加緒里	R7	R7	R8.7.13